平成２５年（フ）第３０４５号
大阪府寝屋川市若葉町25番18号
債務者　入海　稔子（旧姓穐田）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９２号
和歌山市栄谷36番地の23
債務者　坂本　　貢
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０３号
岡山市北区御津矢原381番地３
債務者　伊達　昭仁
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９９８号
神奈川県横浜市旭区笹野台４丁目39―23―103
債務者　酒井　章好
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０８１号
東京都板橋区徳丸３丁目６－７―201
債務者　今村　慎一
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０８２号
東京都板橋区徳丸３丁目６－７―201
債務者　今村　春子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１０７号
東京都葛飾区東金町１丁目１－２―1510
債務者　木村　　芳（旧姓高桑）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１０８号
神奈川県秦野市東田原34―５　伊藤方
債務者　竹田　岳洋
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１０９号
神奈川県横浜市旭区本宿町28―３　スターホームズ鶴ヶ峰Ｖ―205
債務者　鈴木壮一郎
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１１３号
東京都墨田区東駒形３丁目21―17　田中方
債務者　金城　孝安
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１２０号
東京都練馬区旭丘１丁目62―２―101
債務者　照井　睦子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１３０号
東京都世田谷区大蔵３丁目５―29―204
債務者　泉澤ミヨ子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１３４号
東京都江東区潮見２丁目６－１―205
債務者　野田　敏郎
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１３５号
東京都江東区潮見２丁目６－１―205
債務者　野田　敏恵
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１８６号
東京都品川区平塚３丁目４－８―203
債務者　菱沼　雅輝
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１９１号
東京都葛飾区東金町７丁目５―18―302
債務者　廣末扶美子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部